

利用規約

株式会社九地良（以下「当社」）が利用者に対して提供する「TVアンテナ設置・補修・撤去サービス」（以下「本サービス」という。）の利用について、利用者は、以下、本規約各条にご承諾いただくものとします。

第1条（規約の適用）

1. 当社は、本物件の利用契約（以下「本契約」という。）を締結される際に、本規約が適用されます。これらは当社所定の方法で提示されますので、利用される前に必ずお読みください。

利用者が、本物件を利用するために本契約を締結される時は、あらかじめ本規約を承諾し、本規約について同意したものとします。

2. プライバシーポリシーについては、当社のウェブサイト上に別途掲載します。

第2条（本サービスについて）

1. 当社は、利用者に対して、本規約および当社所定の申込書等個別契約（以下「個別契約等」と総称する。）に基づいて、個別契約等に記載した場所（以下「本設置場所」という。）にてTVアンテナを設置し、補修し、または撤去（以下「設置等」という。）するものとします。

2. ご利用方法については当社所定の方法によりご案内するものとし、利用者はこれを遵守するものとします。

3. 本サービスに関する利用者と当社の本契約は利用者からの申込みに対して当社が承諾した時点で成立するものとします。

4. 利用者が必要事項を記入した申込書を当社が受領した時点で本契約は成立します。

5. TVアンテナの設置等については、当社の営業時間内で利用者と合意した日時に実施するものとし、利用者の都合により当該日時が変更になった場合や営業時間外に業務を行うことになった場合には、事前に当社より費用を連絡したうえ、利用者は当該費用を負担するものとします

第3条（利用料金について）

1. 本サービスの代金については、当社のウェブサイト及び個別契約等に掲載します。

2. 本サービスの代金の支払方法または支払条件は、当社本物件のウェブサイト及び個別契約等に掲載する方法、または当社が別途定める方法によりご案内します。

利用者は、各支払い方法によって定める支払期限までに支払うものとします。

第4条（ウェブサイトと個別契約等の関係）

当社本物件のウェブサイトの内容と個別契約等との内容が矛盾抵触するときは、ウェブサイトが優先して適用されるものとします。

ただし、当社が別途定める方法による案内があるときはこの限りではなく、当該案内が優先して適用されるものとします。

第5条（担保責任）

1. 当社の施工不良により生じた破損等の不具合は、保証期間である設置日より1年以内であれば無償で対応いたします。施工完了後にお渡しする完工書もしくは施工保証書は必ず保管ください。

2. 前項の不具合が発生した場合は当社までお問い合わせください。サポートスタッフおよび施工を行った職人より、不具合の状況を詳しくお伺いします。状況をお伺いした結果、施工不良が原因であると確認された場合は、日程を調整し訪問させていただきます。

3. 保証期間経過後の不具合、または、保証期間内であっても当社の施工不良によらない不具合の補修については、当社の定める料金による有償での補修となります。

第6条（損害賠償）

当社が本契約またはそれに付随する契約に違反したことに起因または関連して、利用者に損害を与えた場合、利用者に賠償する損害は、直接かつ通常損害に限られ、間接的または派生的に発生した損害（逸失利益、休業損害を含みます。）は含まないものとし、賠償額は、利用者が当社に現実支払った代金相当額を上限とします。但し、当社に故意または重過失があった場合には、この限りではありません。

第7条（免責）

1. TVアンテナ設置完了後次の各号の一に該当する場合、当社は責任を負わないものとします。

- ① 設置場所の電波状態等の外部環境により設置等ができなかった場合。
- ② 利用者によるTVアンテナの移動、及び、これに伴う物理的破損。
- ③ 落雷、火災、地震等、天災地変に起因する問題。
- ④ その他、当社の故意または過失に基づかないもの。

2. 前項各号に起因した本物件の交換または修理による使用不能について、利用者は当社に対し、代金の減額または損害賠償の請求を一切行わないものとします。また、TVアンテナの設置等に過大な費用又は時間を要すると当社が判断した場合、当社は本契約を解除できるものとします。

第8条（契約違反による解除）

利用者が次の各号の一に該当した場合、当社は催告することなく通知のみで、本契約を解除することができるものとします。

- ① 本規約の各条項に違反した場合。

- ② 本件サービスの代金債務の支払が 1 回でも遅滞した場合。
- ③ 仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立、公租公課滞納処分などがあった場合、また整理、民事再生、破産、会社更生等の手続開始の申立があった場合。
- ④ 営業の廃止、解散の決議をした場合、または官公庁から業務停止、その他業務継続不能の処分を受けた場合。
- ⑤ その他、利用者に財産上の悪化若しくは債務の履行が困難と認められる、またはそのおそれがあると当社が判断した場合。
- ⑥ 利用者と連絡が取れないなど利用者の所在が不明になった場合。

第9条(反社会的勢力の排除)

利用者が以下の各号に該当する場合、利用者は当社に対して負う一切の債務について期限の利益を喪失するものとし、当社は即時に本契約を解除できるものとします。

- ① 指定暴力団、指定暴力団関係者、総会屋及び反社会的勢力である場合。
- ② 前号に該当すると合理的に疑われる場合。
- ③ 指定暴力団、指定暴力団関係者、総会屋及びその他の反社会的勢力と密接に関わり合いがあると合理的に疑われる場合。
- ④ 当社又は第三者に対して暴力、欺罔、脅迫、その他不法な手段を用いて、権利を放棄させる等の何かしらの要求をおこなった場合
- ⑤ 当社又は第三者に対して暴力、欺罔、脅迫、その他不法な手段を用いて、権利を放棄させる等の何かしらの要求をおこなった者と密接に係わり合いがあると合理的に疑われる場合

第11条(協議事項等)

1. 本規約に定めのない事項および疑義ある事項については当社と利用者が協議して解決するものとします。
2. 本規約に関する一切の紛争については、訴額に応じて大阪簡易裁判所または大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第12条(特約事項)

本規約は、当社ウェブサイトで掲示されている内容、本規約以外の規約および個別契約と一体をなすものとし、利用者はそれらの内容をよく読み、遵守するものとします。なお、これらの解釈に疑義を生じた場合、本規約の規定が優先します。